諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年４月１４日（令和７年（行情）諮問第４４５号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７２６号）
事件名：特定刑事施設の実施献立表の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる２文書（以下、順に「文書１」及び「文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和６年２月１９日付け東管発第９１０号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

令和６年２月１９日、処分庁が行政文書開示決定（原処分）をした。東管発第９１０号、令和６年１月２５日受付第２０３号（本件開示請求の開示請求書の受付番号を指す。以下同じ。）の行政文書ですが、私は、行政文書開示請求書の写しを見て頂ければわかる様に実施献立表を求めたのですが、作成又は取得していないため保有していないとの事ですが、令和６年２月９日付けで、東京矯正管区情報公開窓口よりの（意思確認）の書面を見て頂いても、私は、実施献立表があるはずですが、と（意思確認）にてどうしても作成していないと言いはるのであれば予定献立表でも良いので開示を求めます。と記載してあります。令和５年１２月１３日付け、処分庁が、行政文書開示決定通知書東管発第７２９２号令和５年１１月２４日受付第１５８号で実施献立表が開示されています。それ以前にも私は実施献立表を開示されています。特定年３月３１日以降は作成又は取得していないとの事なのですが、予定献立表はあくまでも予定であり、実施献立表を作成していないはずは、ありえないと私は、思います。ですから、実施献立表を開示しない事に不服があるので本当に実施献立表を作成又は取得していないのか審査を求めるものである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和６年１月２５日受付行政文書開示請求書により、本件請求文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件請求文書に合致する行政文書として、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした一部開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、本件対象文書の特定を不服としているものと解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

２　原処分の妥当性について

処分庁は、審査請求人が処分庁に対し本件対象文書に類似する行政文書の開示を求める別件の開示請求（以下「別件開示請求」という。）（令和５年１１月２４日受付開示請求書（以下「別件開示請求書」という。））に対する意思確認（同年１２月６日付け意思確認書（以下「別件意思確認書」という。））の際に、特定年度（特定年４月１日を始期とする年度を指す。）の実施献立表は保有していない旨の情報提供を行っていたところ、本件開示請求においては、審査請求人が当該情報提供を受けている前提で、令和６年２月９日付け意思確認書（以下「本件意思確認書」という。）により、審査請求人に対し、特定年度の実施献立表の保有状況について改めて情報提供は行わず、本件請求文書に合致する行政文書として、本件対象文書を保有していることを情報提供し、約１週間の回答期間を設けて請求の意思を確認した。

処分庁は、期限までに審査請求人から回答がなかったことから、本件対象文書を特定し、令和６年２月１９日に原処分を行ったところ、審査請求人は、同月１４日付け（同月２０日受付）回答書をもって、文書１の請求を維持する旨の回答を行っているが、本件審査請求において、審査請求人は、原処分で文書２を特定したことについては争っていないことから、処分庁が本件対象文書を特定したことについて、不当な点は認められない。

また、本件開示請求を受け、処分庁において、特定刑事施設担当者をして、本件請求文書に合致する行政文書を特定するために必要な探索等を行ったものの、処分庁（原文ママ）において本件対象文書以外に本件請求文書に合致する行政文書を保有している事実は認められなかった。

さらに、本件審査請求を受け、諮問庁において、処分庁担当者をして、再度、特定刑事施設担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等についても探索させたが、本件請求文書に合致する行政文書の保有は確認できなかった。

なお、処分庁担当者をして、特定刑事施設担当者に確認したところ、審査請求人が開示を求める「実施献立表」については、特定年度の前年度は作成していたものの、特定年度以降は作成していないため、保有していな

いとのことであった。

3　原処分の妥当性について

以上のとおり、処分庁において、本件請求文書に合致する行政文書として本件対象文書を特定した原処分は、妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年４月１４日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　令和８年９月１１日　　審議

④　同年１０月２３日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書特定の妥当性を争っていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）審査請求人は、審査請求書（上記第２の２）において、別件開示請求についても言及しているので、当審査会において、諮問書に添付されている別件開示請求書及び別件意思確認書の各写しを確認したところ、別件開示請求の意思確認に係る経緯は、以下のとおりであると認められる。

ア　審査請求人は、処分庁に対し、別件開示請求書において、「特定刑事施設の実施献立表（略）保有されている最古のものから最新のものまで（略）」を求める開示請求を行った。

イ　処分庁は、別件意思確認書において、審査請求人に対し、「実施献立表（ただし、特定年月日から特定年３月３１日までの分）（特定刑事施設保有）」を保有している旨とともに、当該期間以外の実施献立表を求めるということであれば、「特定刑事施設では、貴方の請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は取得していないため、保有していません。」との情報提供を行った。

ウ　なお、別件開示請求に対し、処分庁は、令和５年１２月１３日付け東管発第７２９２号行政文書開示決定通知書により、別件意思確認書において保有している旨の情報提供を行った「実施献立表（ただし、特定年月日から特定年３月３１日までの分）（特定刑事施設保有）」を開示した。

（２）上記（１）で認定した別件開示請求の意思確認に係る経緯があることに加え、本件開示請求文言（別紙の１）において、「実施献立表は、特

定年３月３１日以降の行政文書を作成又は取得していないため保有していないとの事でしたが」との記載があることを踏まえると、審査請求人が、別件意思確認書を通じて、特定刑事施設においては特定年度の実施献立表を保有していない旨の情報提供を受けていることを前提として、本件意思確認書において、審査請求人に対し、特定年度の実施献立表の保有の有無について、改めて情報提供は行わなかった旨の上記第３の２の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、処分庁が、本件請求文書に該当する文書として、特定刑事施設では本件対象文書を保有している旨の情報提供をした対応について、瑕疵があるとまでは認められない。

（３）また、本件対象文書に関して、原処分に至るまでに処分庁と審査請求人との間でなされたやり取りの経緯等について、当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、おおむね上記第３の２の諮問庁の説明のとおりであって、処分庁が、本件意思確認書において、本件請求文書に該当する文書として、特定刑事施設では本件対象文書を保有していることを情報提供するなどした上で、本件開示請求をどうするか回答を求め、回答期限までに回答がなかった場合、本件開示請求を維持するものとして取り扱う旨連絡したのに対し、審査請求人から、回答期限までの回答はなかったことが認められる（なお、諮問庁から提示を受けた、回答期限後に到達した、本件意思確認書に対する審査請求人からの回答書の写しを確認したところ、「予定献立表（ただし、特定年４月から１２月までの分）（特定刑事施設保有）で良いので開示して下さい。」との記載がある。）。

（４）別件開示請求の意思確認に係る経緯（上記（１））及び原処分に至るまでの経緯等（上記（３））に加え、本件開示請求の文言に「特定年３月３１日以降の行政文書を作成又は取得していないため保有していないとの事でしたが、実施をした献立表が作成されないはずはありえなくどうしても作成していないと言いはるのであれば予定献立表でも良いので開示を求めます」との記載があることにも照らすと、処分庁が、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことに、瑕疵があるとは認められない。

（５）また、上記第３の２の探索の範囲等について特段の問題があるとは認められない。

（６）したがって、特定刑事施設において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、特定刑事施設において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙

１　本件請求文書

特定刑事施設の特定年４月１日から特定年１２月３１日までの、メニュー表及びカロリ表（特定刑事施設保有）予定献立表とベジタリアン食の献立表及び実施献立表があるはずですが実施献立表は、特定年３月３１日以降の行政文書を作成又は取得していないため保有していないとの事でしたが、実施をした献立表が作成されないはずはありえなくどうしても作成していないと言いはるのであれば予定献立表でも良いので開示を求めます。

２　本件対象文書

（１）文書１　予定献立表（ただし、特定年４月から１２月までの分）（特定刑事施設保有）

（２）文書２　受刑者閲覧メニュー表（ただし、特定年４月から１２月までの分）（特定刑事施設保有）